（　石井　通春　議員　３－１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　令和　１年　　月　　日　　　　　時　　分受理 | 受付順位 |  |
| 発言順位 |  |
| **発　　言　　通　　告　　書**　　藤枝市議会議長　　薮崎　幸裕様　　　　　　　　　　　　　　　　藤枝市議会議員　　　１１番　石井通春　㊞　　次のとおり通知します。 |
| 発言の種類 | 代表質問　　　一般質問　　　緊急質問 |
| １. 標　題 | 高洲南小学区への公園整備を　　　　　　　　　　　答弁を求める者（　市　長　） |
| 平成26年9月議会において高洲地区の公園整備を求め、今年度事業のの具体化が見られた。一方で、子供の数に対する公園面積は高洲はまだ少なく（小学生一人当たりの公園面積は、全市平均58㎡に対し高洲学区は3.3㎡しかない）高洲南小学区に実質的に公園が1つもないという状況である。1. 児童数551名の南小学区に公園がない状況をどう認識しているか。

身近な場所にいつでも遊びに行ける公園がない環境は、ゲームに依存せざるをえない。教育においても好ましい状況とは言えないのではないか。1. 整備に向けての踏み出すべき。

住民からの要望も強く出されている。あらゆる手法で整備を進めるべきではないか。 |

（　石井　通春　議員　３－２）

|  |  |
| --- | --- |
| ２、標　題 | 農地の転用を～農地法等の制約は実態に即しているか答弁を求めるもの（　市　長　） |
| 農業が日本の基盤産業であり、無秩序な開発により農地が荒廃しないように定められた農地法や都市計画法などにより、市街化調整区域の青地地域は原則として転売や用途変更が出来ずにいる。農業を基盤産業としていた時代から、現代は農業だけで生活できない状況になっている。その為、後継者不足で農地を手放したい市民が多くいる。ただ耕作を放棄しても制約の為に転売できず、固定資産税の支払いや雑草の管理で多大な負担を強いられている。1. 市（農業委員会）は転用・売却しなければ利用困難な農地の状況を把握しているか。
2. 法の制約がある中、市が問題解決のために踏み出す手段はあるのではないか。（稲葉・瀬戸谷地区で行われている優良田園住宅制度は都市の近郊でも活用が出来るはずである）
 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※　内容は詳細に記入してください）